

(事務連絡)

令和3年2月26日

各所属所長 様

公立学校共済組合群馬支部事務長
群馬県教職員互助会事務長

共済組合の給付金等振込口座の振込不能の防止について

共済組合員・被扶養者申告書（以下、申告書）事務処理につきましては、日頃より御配慮いただいているところですが、例年年度当初は共済組合の給付金等振込口座の解約、申告誤り及び名義相違等による振込不能が多く発生しています。

振込不能が発生すると、指定金融機関に多大な労力をかけるとともに、当事者口座への振込が遅れるなどの支障も生じます。

つきましては、振込不能の防止については各所属所で細心の注意を払っていただくとともに、資格取得及び口座変更時の申告書提出時には、該当口座の通帳の写し等（裏面参照）口座が確認できる書類を添付していただきたくよろしく申し上げます。

記

1 適用開始時期

令和3年3月1日からの提出分

2 その他

通帳が作成されていない口座の場合は、口座を確認できるものを添付してください。

3 参考（互助会給付分）

令和2年度 4月振込不能件数： 9件 ・ 5月振込不能件数：22件

令和元年度 4月振込不能件数：10件 ・ 5月振込不能件数：19件

平成30年度 4月振込不能件数：16件 ・ 5月振込不能件数：16件

担当：給付係

TEL：027-226-4567